

新宿区防災区民組織活動の手引き

新宿区

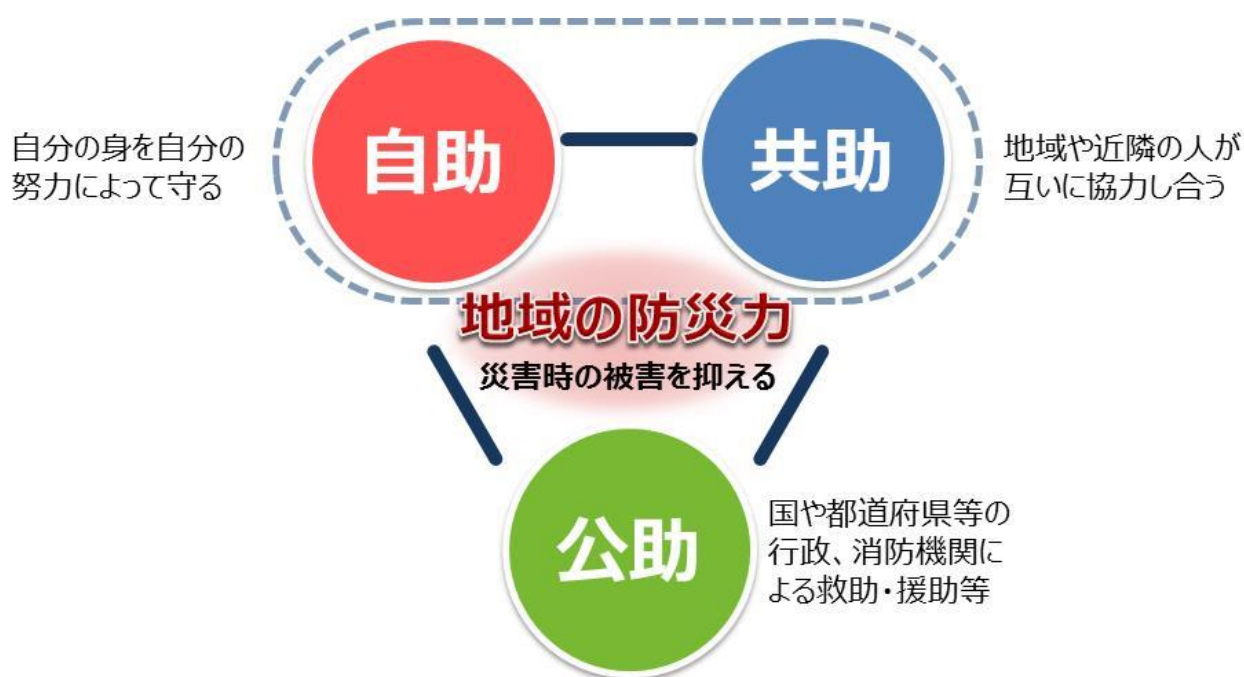
1	住民が安心・安全に暮らすための取り組み	4
2	防災区民組織の活動等	5
	（1）防災区民組織の結成状況	5
	（2）防災区民組織の活動	5
	（3）防災区民組織への助成	6
	（4）防災区民組織の編成	7
3	平常時の防災区民組織の活動	8
	（1）防災訓練の実施	8
	（2）防災講習会・防災講座の開催	13
	（3）避難所運営管理協議会の構成団体としての活動	13
	（4）要援護者の把握	14
	（5）防災資機材の準備や整備	15
	（6）まちかど消火器の設置	17
	（7）防災まち歩き（地域防災マップの作成）	18
4	災害発生時の防災区民組織の活動	20
	（1）地震発生時の活動	20
	（2）風水害に対する取り組み	23
5	防災区民組織の活動の課題	26
	（1）活動の課題	26
	（2）先進的取り組みの紹介	26
6	新宿区の取り組み	29
	（1）地域防災協議会の開催	29
	（2）防災区民組織の活動支援	29

1 住民が安心・安全に暮らすための取り組み

住民が安心・安全に暮らすための取り組みとしての防災対策は、いうまでもなく災害が発生しやすい「自然条件」に加えて、人口が密集し、土地利用が高度化し、危険物等が増加する等の「社会的条件」を併せ持つ都内において、住民の生命、身体及び財産を災害から守る、行政上の重要な施策です。

しかしながら、大規模災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国、都、区への対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができます。



2 防災区民組織の活動等

(1) 防災区民組織の結成状況

区では、昭和 50 年から「①組織の自主的な性格、活動状況に配慮しながら、区は育成指導に当たる。②組織の役割及び活動内容から判断し、組織に共通な資機材等は、できる限り助成に努める。」ということの基本方針として、町会、自治会等を母体とする防災区民組織の結成に取り組んでいます。

平成 29 年 4 月 1 日現在で 212 の防災区民組織が結成されています。

(2) 防災区民組織の活動

防災区民組織は地域住民の意思により、町会・自治会を母体として自発的に結成された組織であり、『自分たちのまちは自分たちで守る。』（※災害対策基本法における「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」という意識の下、様々な活動を行います。

また、防災区民組織は、町会・自治会等をベースとしていますが、町会・自治会に加入していない区民に向けても防災意識向上のための啓発を行うとともに、誰もが参加しやすい日時で防災に関する催し物等を開催するなど、地域の総合的な防災行動力を高める取組を行うことが大切です。

◇活動範囲と活動内容

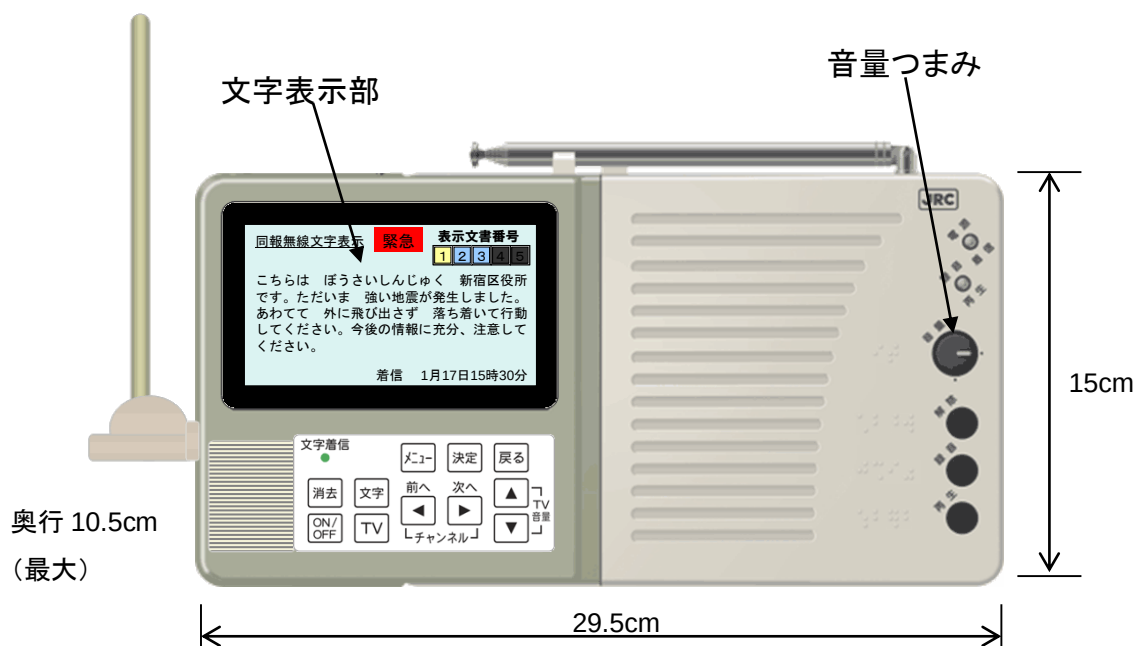
区分	平常時の活動	発災時の活動
情報連絡	● 防災意識の普及及び高揚	● 情報の収集伝達及び広報
出火	● 出火防止及び初期消火の徹底 ● 消火訓練	● 出火防止 ● 初期消火
救出・救護	● 資機材の備蓄、保守管理 ● 救出及び救護訓練等	● 救出救護
避難誘導	● 避難所、避難場所の確認	● 避難誘導 ● 安否確認
避難所自主運営管理	● 避難所運営管理協議会の運営 ● 避難所運営管理マニュアルの策定及び修正 ● 避難所運営管理訓練 ● 給食、給水訓練	● 避難所の自主運営管理 ● 避難者名簿の作成 ● 給食・給水 ● 救援物資の分配 ● 応急救護等

2 防災区民組織の活動等

(3) 防災区民組織への助成

区では、防災区民組織の活動を実効あるものとするため、平成 10 年度までは資機材の助成を行っていました。その後、各組織の実情等に合わせた柔軟かつ効果的な支援を行うために、資機材助成制度を改め、平成 11 年度からは組織の自主的な防災活動に対する防災活動助成金の交付を行っています。その他に、災害時の初期消火用具として小型消防ポンプ、スタンドパイプを配備するとともに、災害に関する正しい情報を伝達するために、組織リーダー宅等に個別受信機（デジタル防災ラジオ）を貸与しています。

デジタル防災ラジオ 外観イメージ



装置のおもな特徴

<防災放送について>

- ◆音量つまみにより音の大きさを調整することが出来ます。
- ◆緊急通報時は、自動的に最大音量になります。
- ◆通常はAC100Vで動作し、停電時は自動的に乾電池動作に切り替わります。

<文字表示部>

- ◆防災放送による文字伝送内容が表示されます。
(設定により大・小2種類の文字の大きさ切替することが可能です)
- ◆普段は、地上デジタル放送（ワンセグ放送）を視聴できます。

(4) 防災区民組織の編成

防災区民組織は、町会・自治会等を母体として結成している場合や、マンション管理組合を母体とする場合など、さまざまな組織の編成となっています。災害発生時は、町会・自治会としての活動も多岐にわたるため、一部の役員の方に負担が集中しないよう考慮しながら、活動しやすく、多くの人がかかわる形で防災活動に取り組めるように検討しましょう。また、女性や若い世代に積極的に参加してもらい、女性や子育て家庭の意見が防災区民組織の活動に反映しやすい環境をつくることも、組織を活性化させ、活動が長く続くための秘訣です。

◇組織編制の例

■町会の副会長が防災区民組織の防災部長を兼務する場合

町会組織	防災区民組織	
町会長	防災組織代表	初期消火班 避難誘導班 : 庶務班
副町会長	防災部長	
会計		
班長		

災害時に町会長の負担を減らし、迅速な行動が取れるようにしていますが、庶務班を設置することで、通常・災害時での副町会長（防災部長）の事務的な負担軽減も図っています。

■防災部長を専任にする場合

町会組織	防災区民組織	
町会長	防災組織代表	初期消火班 避難誘導班 : 給食・給水班
副町会長		
防災・防犯部長	防災部長	
会計		

防災部長を専任にし、町会の防災・防犯部長と兼任しています。町会役員の負担低減と、防災関係の綿密な事業推進が図れます。

■マンション管理組合とマンション自治会からそれぞれ役員を選出して組織する場合

マンション管理組合	マンション自治会	防災区民組織	
	自治会長	会長	初期消火班 避難誘導班 : 給食・給水班
理事長		副会長	
	役員	防災部長	
理事		防災副部長	

マンションで組織する場合は、管理組合の内部組織とする、自治会を母体とする、別の組織とするなど様々な形が考えられます。マンションの実情に応じて活動のしやすい組織編制とすることが大切です。

3 平常時の防災区民組織の活動

防災区民組織の活動は、無理をせず、継続することが大切です。地域の実情に応じて、できることから取り組みましょう。

(1) 防災訓練の実施

地域の実情に応じて、様々な訓練に取り組みましょう。

個別訓練

- 情報収集、伝達訓練
- 消火訓練
- 救出、救護訓練
- 給食、給水訓練 等々

総合訓練

個別訓練によって習得した知識・技術を総合して行う訓練

体験イベント型訓練

防災と直接には関係しないイベント等に防災要素を組み込んで行う訓練

図上訓練

災害に対するイメージトレーニング



STEP 1 訓練内容(メニュー)の企画

防災区民組織で訓練の目的、目標を定めて企画します。

実施時期、参加予定者、会場等の状況によって、情報収集訓練や消火訓練など、いくつかを組み合わせて実施することが効果的です。

また、防災訓練を企画する際は、参加しやすいもの、楽しめるものを考え、多くの人に防災・減災への関心を持ってもらうことも大切です。

STEP 2 実施に向けた調整

企画した内容について、危機管理課や消防署等と訓練資機材や訓練指導について調整をします。

なお、公園が会場の場合は使用許可等の手続きが必要です。

STEP 3 訓練の周知

チラシ等を作成して、町会・自治会の掲示板や回覧板などで、周知します。地域で活動しているグループや団体と連携して、広く呼びかけるなど、なるべく多くの方に訓練の実施を知らせましょう。

STEP 4 訓練の実施

訓練では、ケガや事故のないように、十分注意しましょう。

気が付いたこと、問題点などは、記録をとって、次回の訓練に反映できるようにしましょう。

防災区民組織が実施する防災訓練の企画、実施についての問い合わせ

問 危機管理課・新宿区立防災センター・消防署・消防団

防災訓練のメニュー

消火器による初期消火訓練

訓練概要 火災の延焼を防止するためには、初期（発火直後）に個人や家族等で火災を消し止めることが重要です。訓練では「水消火器」を使用し、消火器の正しい操作を学びます。

想定される場面 家庭やまち中での火災や震災時等の火災を想定

相談先・支援機関 消防署・消防団

※区では消火器のあっせん事業を行っています。

スタンドパイプによる消火訓練

訓練概要 スタンドパイプは消火栓に直接接続して、水道管の水圧を利用して放水します。訓練では、基本的に模擬消火栓を使用して操法を学びます。なお、道路上の消火栓を使用して訓練を行う場合は、消防署、水道局、警察署との協議が必要です。

想定される場面 平常時の火災は、迅速に、消防署「119番」へ通報します。大地震等の大規模災害の場合は、同時多発的に火災が発生する恐れがあり、消防署が全ての火災に対応することが困難なことから、震災時等の共助による消火活動を想定

相談先・支援機関 消防署・消防団

※区では、防災区民組織にスタンドパイプを貸与しています。

小型消防ポンプ(D級)の放水訓練

訓練概要 小型消防ポンプ(D級)は、防火貯水槽や河川の水源を利用して放水します。訓練では、組み立て式の水槽に水を貯めて操法を学びます。なお、公園等に設置してある小型防火貯水槽を使用して訓練を行う場合は、危機管理課、消防署との協議が必要です。

※D級ポンプは、大雨等による水害発生時には排水として活用できます。

想定される場面 平常時の火災は、迅速に、消防署「119番」へ通報します。大地震等の大規模災害の場合は、同時多発的に火災が発生する恐れがあり、消防署が全ての火災に対応することが困難なことから、震災時等の共助による消火活動を想定

相談先・支援機関 消防署・消防団

※区では、防災区民組織に小型消防ポンプ(D級)を貸与しています。

けむりハウス体験訓練

訓練概要 煙が充満した建物内から安全に避難する方法を学びます。訓練では、テントの中にドライスモーク(安全性の高い擬似煙)を充満させて実施します。

想定される場面 火災が発生した建物を想定

相談先・支援機関 消防署・消防団

3 平常時の防災区民組織の活動

避難誘導訓練

訓練概要

災害時の避難は、二次災害を防ぐために集団で避難することが基本です。訓練では、地域内での火災や傷病者対応なども想定して行い、「自宅」⇒「一時（いつとき）集合場所」⇒「避難所」又は「避難場所」へ安全に避難する方法等を確認します。

想定される場面

首都直下地震などの大地震の際に発生のある延焼火災や台風や集中豪雨による洪水・土砂災害からの避難を想定

相談先・支援機関

危機管理課・警察署

安否確認訓練

訓練概要

発災時は、まず自助で命を守ります。そして、自分や家族が大丈夫であれば、となり近所や防災区民組織で共助による応急活動を行います。防災区民組織はマンパワーを活用して、地域内の方々の安否を確認します。訓練では、各家庭で「無事」を知らせるルールなどの検討も行います。

想定される場面

首都直下地震などの大地震の際、町会・自治会内住民の安否を確認することを想定

相談先・支援機関

危機管理課・特別出張所

応急救護訓練

訓練概要

訓練では、普通救命を基本とした「心肺蘇生法、AED の使用法、止血法」などを学びます。また、上級救命講習では、傷病者の管理法（搬送方法など）や外傷の手当なども学ぶことができます。

想定される場面

けが人や急病人が発生した場合の応急手当を想定

相談先・支援機関

消防署・消防団

地震体験訓練

訓練概要

訓練では、起震車（地震体験車：震度 7 まで体験可能）で地震の揺れを疑似体験し、地震発生時の安全な行動を身につけます。

想定される場面

首都直下地震などの大地震を想定

相談先・支援機関

防災センター（火曜日は休館）※利用月の 4 か月前の月に抽選を行います。

炊き出し訓練

訓練概要

訓練では、大釜・炊き出し用バーナー・発電機を使用し炊き出しを行います。特に、発電機や灯油を燃料とするバーナーの操作方法を習得することが重要です。

想定される場面

震災等におけるライフライン寸断時の炊き出しを想定

相談先・支援機関

危機管理課・防災センター

避難所開設訓練

訓練概要 震災時の避難所開設手順を学びます。

具体的には、①避難所施設の開設 ②避難所運営管理組織の立ち上げ ③避難所の開設 ④地域本部との連絡 ⑤避難所利用計画の設定 ⑥避難者の収容・受付、等々

想定される場面 夜間や休日に発災した場合、区職員が参集するには一定の時間を要するため、防災区民組織が中心となって避難所の開設を行うことを想定

相談先・支援機関 危機管理課・特別出張所

避難所での無線通信訓練

訓練概要 避難所に整備された「災害情報システム（防災無線・情報入力用端末）」を使用し、地域本部（特別出張所）との情報収集・伝達方法を学びます。訓練では、事前に模擬的な情報（ダミー情報）を用意し、地域本部等との通信訓練を行います。

想定される場面 避難所運営管理協議会（庶務班）と地域本部（特別出張所）との災害情報システムによる情報収集・伝達を想定

相談先・支援機関 危機管理課・特別出張所

災害用トイレ設営訓練

訓練概要 避難所での災害用トイレの設営方法を学びます。災害用トイレは、下水道直結型トイレ、溜め置き型仮設トイレ、ポータブルトイレなど、いくつかの種類があるため、訓練では、設置場所や組立手順等を確認します。

想定される場面 避難所での災害用トイレの設置を想定

相談先・支援機関 危機管理課・特別出張所

避難所での給水訓練

訓練概要 避難所の受水槽からの給水を学びます。また、応急給水資材（スタンドパイプ）を活用して、消火栓から飲料水を確保する方法もあります（水道局との協議が必要）。

想定される場面 避難所での給水活動を想定

相談先・支援機関 危機管理課・特別出張所

避難所宿泊訓練

訓練概要 大規模災害が発生しライフラインも寸断された状況を想定し、避難所において、炊き出しや屋内運動場での宿泊など、実際の避難所生活を体験します。

想定される場面 避難所で避難生活をするようになったことを想定

相談先・支援機関 危機管理課・特別出張所

3 平常時の防災区民組織の活動

避難所における動物救護訓練

訓練概要 ペット（小動物）の飼育場所の確認や日頃のしつけ等を学びます。

※区の避難所は、ペット同行避難が原則です。そのため、各避難所には、学校避難所動物救護マニュアルや保護用ゲージ等の資材を配備しています。

想定される場面 避難所での動物救護を想定

相談先・支援機関 衛生課・危機管理課・特別出張所

HUG（避難所運営ゲーム）

訓練概要 HUGは、避難所（H）運営（U）ゲーム（G）です。

訓練では、避難者の情報（年齢、性別、国籍など）が書かれたカードを、避難所を想定した平面図に配置し、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを学びます。

想定される場面 避難所で管理運営を担うことになった場合や避難生活をする事になった場面を想定

相談先・支援機関 危機管理課

図上訓練・災害図上訓練(DIG)

訓練概要 DIGは、Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)です。

訓練では、参加者が自分たちの住むまちの地図を囲み、議論しながら地図に付箋を貼り、書き込みを行い自分が住むまちで起こる災害を具体的にイメージし、災害時の対応を学びます。

想定される場面 災害時のあらゆる場面を想定

相談先・支援機関 危機管理課

防災ミニ講話

訓練概要 自助・共助・公助による防災対策を学びます。

想定される場面 主に地震防災を想定

相談先・支援機関 危機管理課・防災センター

発災対応型訓練

訓練概要 自宅で発災した場合を想定し、「自助による命を守る行動」⇒「共助による初期消火や救助活動」や「地域の被害状況等の収集や安否確認など」⇒「避難の判断」等々、現実的に即した行動や応急活動を学びます。

想定される場面 災害発生直後の地域での防災活動を行う場面を想定

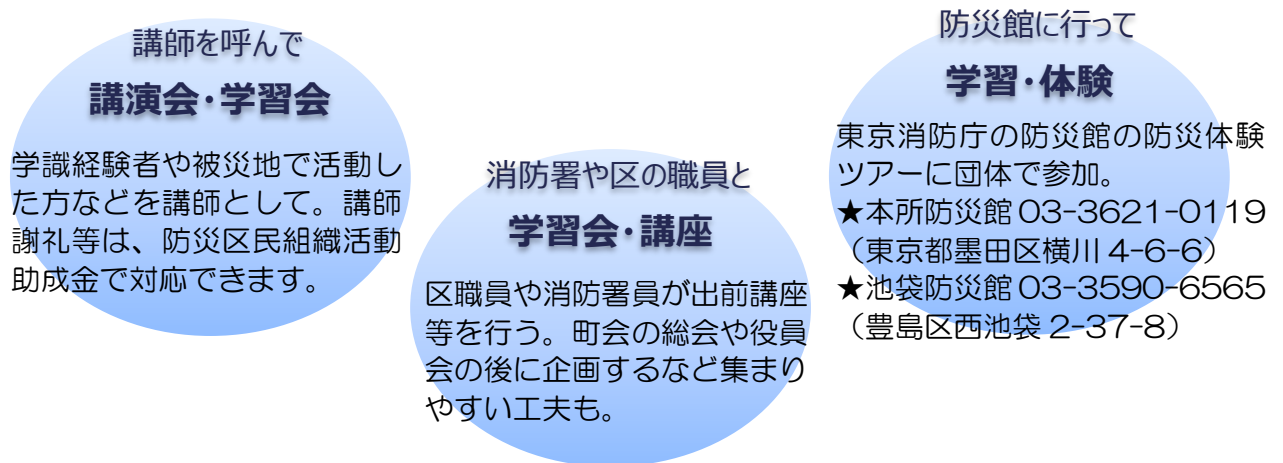
相談先・支援機関 危機管理課

(2) 防災講習会・防災講座の開催

発災時に一番大切なことは「命を守る」ことです。個人、家族で取り組める防災、減災対策について、講習会や講座で自助・共助による防災対策を学んでください。

また、講習会や講座を通して、地域住民の顔の見える関係づくり築いてください。

◇実施例



防災講習会・座談会の開催についての相談、問い合わせ

問 危機管理課・防災センター・消防署

(3) 避難所運営管理協議会の構成団体としての活動

災害時における避難所は区が開設し、管理運営を行うことになっていますが、大地震などの大規模災害が発生した場合、区は速やかな避難所の開設や運営を行うことが困難な場合があります。

そのため、区では、住民等による自主的かつ円滑な避難所運営管理を行うことを目的とし、防災区民組織、学校、PTA 及び区で構成する避難所運営管理協議会（以下「協議会」という。）を各避難所に設置しています。

協議会では、組織内の役割分担、避難所開設手順、施設利用計画など避難所運営に必要な事項を協議し、避難所運営管理マニュアルを作成します。そして、協議会の運営に当たっては、女性の参画を推進し、女性や要配慮者をはじめ地域の方々の多様なニーズを踏まえた体制づくりに努めることが大切です。

また、発災時の協議会活動の実効性を高めるためには、毎年、避難所開設・運営手順等の確認及び地域住民への防災意識の啓発や避難所運営への協力体制の構築などを目的とした「避難所防災訓練」に取り組むことが重要です。

避難所運営管理協議会と避難所防災訓練に関する問い合わせ

問 各特別出張所

3 平常時の防災区民組織の活動

(4) 要援護者の把握

震災発生時に援護が必要な方が地域のどこにいるのかを確認しておき、いざという時の安否確認や延焼火災発生時の避難誘導方法を検討しておくことが多くの命を救うことになります。新宿区のような都市部での防災減災対策としては、難しい取り組みの一つですが、できることから少しずつ体制を整えていくことが重要です。

新宿区では、掲載を希望し、住所地の防災区民組織に配付することに同意した方の要援護者名簿を防災区民組織に配付しています。この名簿を活用し、震災発生時の名簿掲載者の安否確認方法や延焼火災発生時の避難誘導方法を役員間で検討するなどして、町会・自治会や地域の実情に応じたしくみづくりに取り組みましょう。

要 援護者名簿 活用のポイント

- ◇個人情報が防災区民組織の外に漏れないように細心の注意を！
- ◇地域や防災区民組織の実情に応じて、無理なく、できる範囲で！
- ◇災害発生時は、自分の身の安全を第一に考え、「できる範囲」で安否確認や避難誘導に取り組む！



(5) 防災資機材の準備や整備

区では、防災区民組織に、初期消火用の小型消防ポンプ（以下「D 級ポンプ」という。）とスタンドパイプを配備しています。D 級ポンプは、水害時の排水にも活用できます。

D 級ポンプの点検整備は消防団に委託し、適正に保守管理を行っていますが、防災訓練でホース等の消耗品が破損した場合は、防災区民組織活動助成金（以下「助成金」という。）を活用するなどし、修理や交換を行ってください。

また、地域の実情に応じて、「ジャッキ、バール等の救出用具」、「三角巾、包帯、ガーゼ、消毒薬、はさみ等の救急用具」、「担架や折り畳み式リヤカーなどの搬送用具」、「懐中電灯や小型投光器などの照明器具」といった防災資材については、助成金を活用するなどして整備してください。

特に、集合住宅においては、階段搬送用担架やエレベーター用防災キャビネットなども検討しましょう。



救出用具



照明器具



折り畳み式リヤカー

3 平常時の防災区民組織の活動

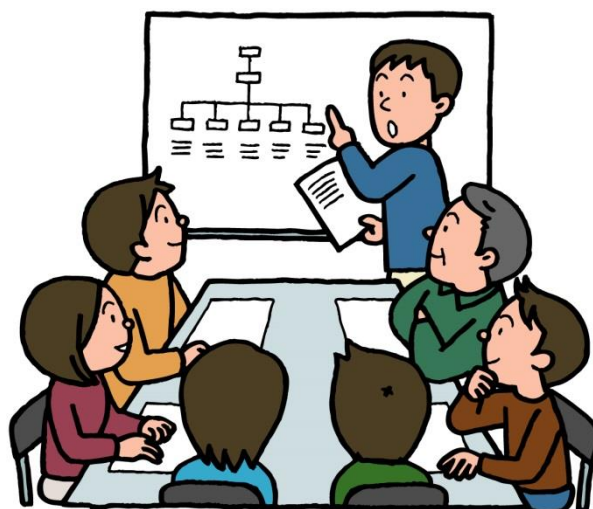
防 防災区民組織が水や食料を備蓄する必要はありますか？

災害用の飲料水や食料を防災区民組織が備蓄しようとする場合、保管場所を確保することが難しい、定期的に更新し続けなくてはならないなど、多くの課題があります。原則として災害時に必要な飲料水や食料は、行政（都及び区）が確保する役割分担となっています。特に支援が必要な方の分だけを備蓄するなど、保管場所や維持管理経費をよく考慮の上で、取り組んでください。また、家庭の備蓄として最低限必要とされている3日分の飲料水や食料は、各自が日頃から意識して準備することを広く呼びかけましょう。

無 理なく、継続して活動するために

避難所防災訓練と町会・自治会独自の訓練やコミュニティ活動をうまく組み合わせて取り組みましょう

町会・自治会等の規模が小さかったり訓練会場がなかなか確保できなかったりするなど、防災活動を行う上で、地域の状況は様々です。また、中高層の集合住宅では、集合住宅ならではの課題もあります。小中学校等の避難所で、複数の町会が合同で行っている避難所防災訓練の取り組みと町会独自の取り組みや地域イベントでの取り組みなどをうまく組み合わせて、地域の防災力の向上に向けて、できることから取り組んでいきましょう。



(6) まちかど消火器の設置

初期消火体制の充実・強化

区は、震災時及び平時の火災に対する初期消火態勢を確保するため、住宅街や幹線道路沿いに消火器を設置しています。

地域の初期消火体制の充実・強化のために、消火器の新規設置を推進してください。

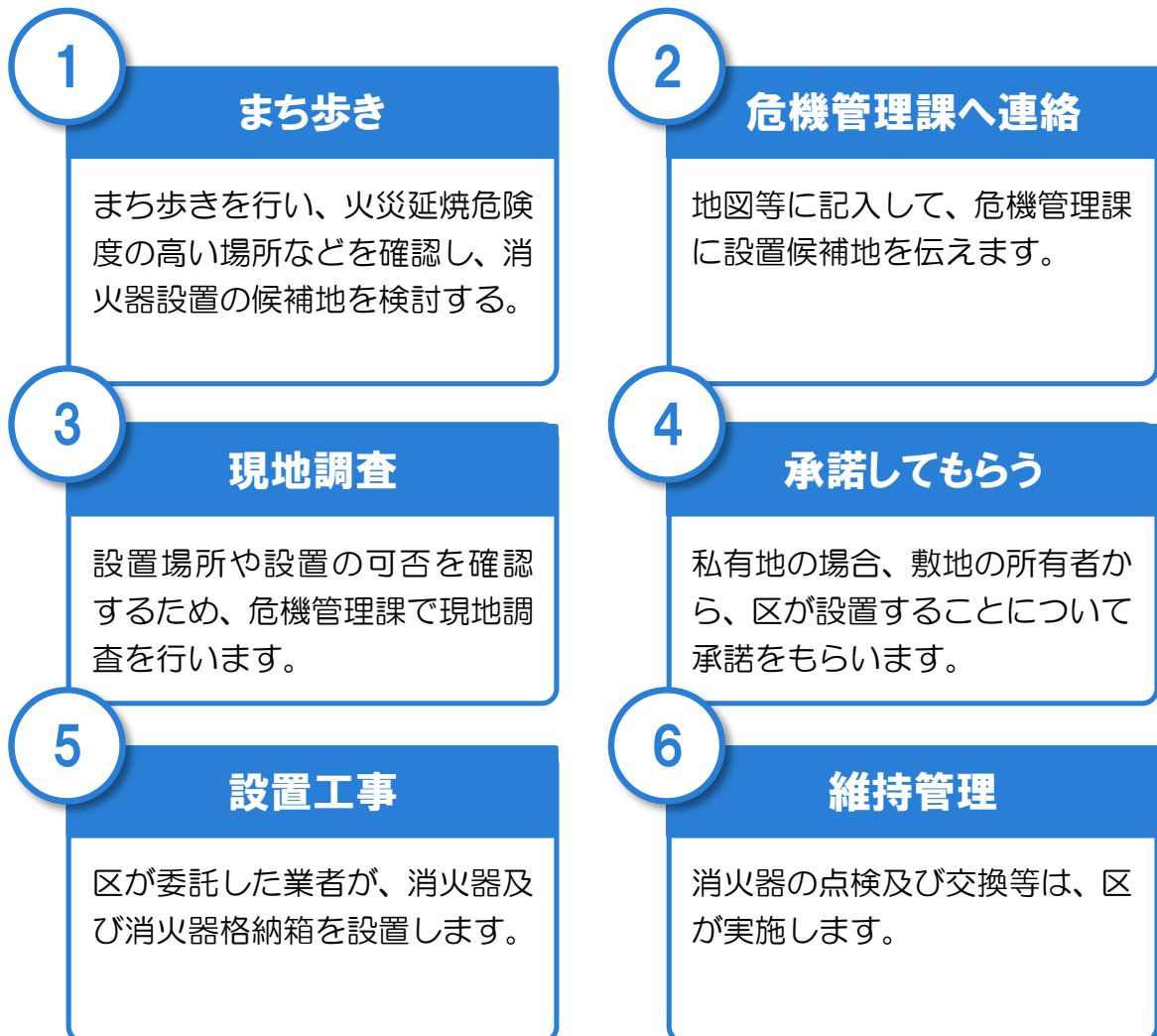


据置型



壁掛型

設置までの流れ



(7) 防災まち歩き(地域防災マップの作成)

防災まち歩きとは・・・

防災区民組織を中心に、自分の住む地域の防災上の「強み（消火栓・小型防火貯水槽・消火器・AED・公園など）」と「弱み（細街路・袋小路・擁壁・がけ・階段など）」を確認し白地図に記入します。まち歩きの実施に当たっては、できるだけ多くの方に参加を呼びかけ、みんなで自分のまちの防災上の「強み」「弱み」を共有し、地域の防災力の向上につなげることが大切です。

地域防災マップ作成支援事業について

区では、防災区民組織を対象に、地域防災マップ作成を支援する事業を実施しています。本事業では、まち歩きの方法（ポイント）や地図への記載方法等の講習を行い、その後、防災区民組織が作成した手書きの防災マップを区がデータ化し、必要枚数を防災区民組織へ配布します。

地域防災マップ作成までの流れ

STEP 1 講習会を受講する

年に1度、区からの参加募集がありますので、まずは申込みして講習会に参加します。

STEP 2 まち歩きを準備する

まち歩きを行う日程、メンバー、歩くコースを決めます。

なお、まち歩きの際に必要な文具や白地図などは、事前に区より配付します。

STEP 3 まち歩きを行う

講習会の内容を踏まえ、災害時に役立つものや安全な避難経路、また、注意すべきものなどを確認しながらまち歩きを行います。

STEP 4 地図にまとめる

各防災区民組織でよく話し合いながら、まち歩きの結果を白地図上にまとめていきます。

STEP 5 地域防災マップの完成

完成した白地図を区に提出します。白地図のデータを区が作成し、印刷したものを、各防災区民組織に配付します。

3 平常時の防災区民組織の活動

◇地図に記載する情報（例）



消火器
(強み)



公衆電話
(強み)



消火栓
(強み)

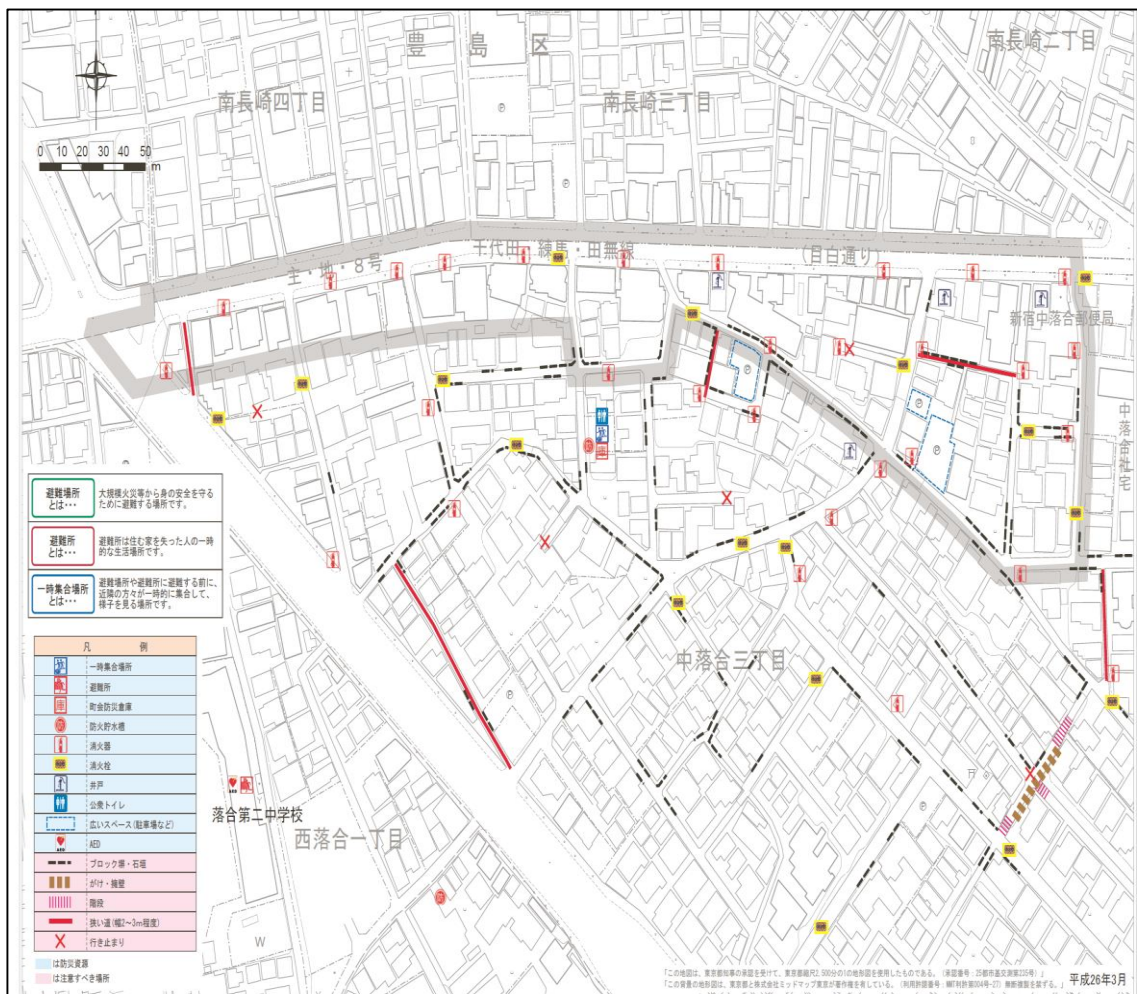


急な階段
(弱み)



がけ・擁壁
(弱み)

◇完成した地域防災マップサンプル



地域防災マップが完成したら...

- ◎完成した地域防災マップは、各組織の加入世帯員に配るなどし、地域の防災上の強み・弱みを共有しましょう。
- ◎地域防災マップ作りでの経験を、その後の地域の防災活動で活用しましょう。また、まち歩きは定期的に行い、最新の地域の情報を把握するようにしましょう。

4 災害発生時の防災区民組織の活動

(1) 地震発生時の活動

①個人、家族の活動

～まずは、生き残ること

■自分の身の安全を図る

自分が負傷すると、家族もまちも守れません。テーブルや机の下に入る、座布団などで頭を守る、倒れそうな家具から離れるなど、命を守るための行動を取ってください。大きな揺れは一度だけではなく、何度も起きる可能性があります。

■火の始末

各自が火事を発生させないことが、まちを守るためにも大変重要な行動となります。揺れが収まるのを待ち、直ちに火の始末にあたります。使用中の全ての火を止め、ガス漏れや破損個所がないか、落ち着いて確認してください。暖房器具などの電化製品も確認しましょう。

■家族の安否確認

火の始末の後、家の中にいる家族の安否確認にあたります。救助、救護が必要な場合は、隣近所に応援を求めます。

■自宅の初期消火

出火に気付いたら、「火事だ!」と大声で、隣近所に知らせて、応援を頼み、水や消火器等で火を消す行動をとります。火は小さいうちに消火するのが重要です。火が天井まで燃え上がったら、消火器では消せませんので、すぐに、避難してください。

②隣近所の活動

～生き残ってから、周りの人とできることを

■救出、救護

住宅や家具の下敷きになっている人がいたら、動ける人を募り、協力して救出、救護にあたります。救出にあたる人の身の安全を第一に考え、危険な場合は、救助隊の到着を待ちます。

■近隣の初期消火

「火は大丈夫か」と声をかけあって周辺の状況を確認し合います。火災を発見したら、動ける人が協力して、消火器、スタンドパイプ、小型消防ポンプ（D 級）等で初期消火に全力で取り組みます。また、一時（いつとき）集合場所等に情報を伝えて応援を頼みます。

■避難

火災や家屋倒壊、また、その場にいることができない時には、周りの状況を確認しながら集団で一時（いつとき）集合場所に向かってください。

また、火災が大きくなり、避難経路を絶たれる恐れがある場合や消すことが不可能と判断した場合は、消火を断念し、多くの人に声をかけ、集団を作りながら、その時点で一番安全と思われる避難場所に避難します。

※一時集合場所の方向が危険な場合は、安全なオープンスペースに逃げ込みましょう。

■近所の状況、安否確認

家族の安否、火の始末等を終え、自宅の安全が確認できたら、隣近所の状況を確認します。また、得られた情報（救援が必要な家など）を一時集合場所に集合している人たちに伝え、防災区民組織の活動につなげます。

③防災区民組織の活動 ～組織的に行動して、災害を乗り切る

■状況の確認と情報収集

防災区民組織の役員は、家族と自宅の安全を確認したら、一時集合場所に集合します。一時集合場所で地域の被害状況等を把握し、動ける人でグループを作り、優先して活動する場所等を決めます。また、自宅に居られなくなった人の発生状況などにより、避難所開設にあたるグループを作ります。

■消火、救出、救護、避難誘導

地域内での優先度を判断し、人命を守るための優先度の高い活動、場所に向かい、グループで協力して消火、救出活動等にあたります。消防等行政機関による救助隊が現場に到着したら、その指示に従い、協力します。避難所が開設されたら、自宅に居られなくなった人を避難所に誘導します。延焼火災が発生して避難が必要な状況になった場合は、自宅に留まっている人に声をかけながら、その状況で一番安全と思われる避難場所へ避難します。

4 災害発生時の防災区民組織の活動

■避難所の開設

避難所開設にあたるグループは一時集合場所から避難所に向かい、避難所の開設に着手します。避難所での避難者受入が可能になったら、その情報を一時集合場所に伝えます。避難所が開設したら、地域本部（特別出張所）に無線等を用いて開設したことを報告します。

■避難所の運営管理

区は、発災後すぐに避難所に駆けつけられないことも想定されます。

職員の体制が整うまでは、避難所運営管理協議会が中心となり避難所を運営します。

■防災関係機関と連携

地域本部（特別出張所）から避難所に区職員が数名向かいます。区職員、学校職員とともに地域本部と情報交換しながら、避難所の運営管理を行います。

また、地域本部に地域の最新情報を伝達し、消防、警察、自衛隊など防災関係機関の応急活動を支援します。

■地域の見守りと情報提供等

地域の秩序の維持、被害状況の確認、火災の防止等のために地域の見守りを行います。得られた被害情報等は、地域本部（特別出張所）に伝え、必要な対応を要請します

また、在宅避難者への情報の提供を行います。

避難所の自主開設について ～自主開設基準は、震度 5 弱以上

避難所は、地震による家屋の倒壊、焼失などで住居等を失った方、余震などで家屋が倒壊する恐れがあるなど、自宅での生活ができなくなった方が一時的に生活する場所です。

災害対策本部長（区長）は、区立小・中学校・区有施設及び協定を締結している都立高校や覚書を締結している私立学校について、安全確認の上、必要に応じて避難所として開設することとしています。

しかし、地震はいつ発生するか分からず、発生時間（休日・夜間）や被害の大きさによっては、避難所の開設に必要な区職員が十分に確保できないことが想定されます。

このため、区では、東日本大震災の経験を踏まえ、「震度 5 弱以上」の地震が区内で発生した場合は、避難所運営管理協議会が避難所を自主的に開設・運営することをルール化しました。

(2) 風水害に対する取り組み

風水害に対しては、各自の事前の備えが重要です。各自で、ハザードマップなどを確認して、危険性が高い場所を事前に確認しておくこと、また、公共機関の情報をよく聞いて、気象状況や自分のいる場所に応じて、より安全となるように適切な避難行動をとる必要があります。防災区民組織の役割としては、こうした各自の備えを促すための機会をつくること、また、避難誘導を行う消防や消防団、行政職員の活動への協力などが挙げられます。

- 防災まち歩き企画（地域防災マップ作り）
- 要配慮者への気象情報や警報情報などの伝達
- 避難所での要配慮者の安否確認への協力

台風や集中豪雨のときの避難

台風や集中豪雨により、重大な災害が起こる恐れがある場合には、新宿区が避難勧告等を発令します。

種類	どんな時？	どうする？
避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合	● いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。 ● 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）は避難を開始しましょう。
避難勧告	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	● 避難所へ避難しましょう。 ● 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難しましょう。
避難指示（緊急）	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合	● まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難しましょう。 ● 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。

（内閣府防災情報ページ参照 <http://www.bousai.go.jp/index.html>）

避難の方法

種類	内容
退 避	予測される災害に対して、安全を確保できる場所にいる場合は、外出を控え、その場に留まって、台風などが通り過ぎるのを待ちます。
水平移動	他の場所へ安全に移動することができる状況では、知人宅や新宿区が開設した避難所などの近隣の少しでも安全な場所に移動して避難します。
垂直移動	風水害の発生が切迫し、他の場所に移動することがとても危険な状況では、2階以上に移動して避難します。

風水害時の避難所開設

風水害時の避難所の開設は、原則として新宿区が行います。これは、震災時とは異なり、あらかじめ行政が災害に対する準備と体制をとることができると考えられるからです。避難勧告等を発令した場合、開設する避難所等を併せてお知らせします。

いのちを守る

▼地震発生

個人、家族の活動

●自分の身の安全を図る

自分がけがもなく無事でなければ、家族もまちも守れません。テーブルや机の下に入る、座布団などで頭を守る、倒れそうな家具から離れるなど、命を守るための行動をとってください。

●火の始末

各自が火事を発生させないことが、まちを守るためにも大変重要な行動となります。揺れが収まるのを待ち、直ちに火の始末に当たります。使用中の全ての火を止め、ガス漏れや破損個所がないか、落ち着いて確認してください。

●家族の安否確認

火の始末の後、家の中にいる家族の安否確認にあたります。救助、救護が必要な場合は、隣近所に応援を求めます。

●初期消火

出火に気付いたら、「火事だ!」と大声で叫び、隣近所に知らせて、応援を頼み、水や消火器等で消す行動をとります。

火が天井まで燃え上がったなら、消火器では消せませんので、すぐに、避難してください。

▼数時間後

隣近所の活動

●救出、救護

家や家具の下敷きになっている人がいたら、動ける人を募り、協力して救出、救護にあたります。救出にあたる人の身の安全を第一に考え、危険な場合は、救助隊の到着を待ちます。

●初期消火

「火は大丈夫か」と声を掛け合って周辺の状況を確認し合います。火災を発見したら、動ける人が協力して、消火器、スタンドパイプ、小型ポンプ等で初期消火に全力で取り組みます。また、一時集合場所等に情報を伝えて応援を頼みます。

●避難

家の倒壊等で自宅に居られなくなった人がいたら、一時集合場所に誘導します。

また、火災が大きくなり、避難経路を絶たれるおそれがある場合、消すことが不可能と判断した場合は、消火を断念し、多くの人に声をかけ、集団を形成しながら、その時点で一番安全と思われる避難場所に避難します。

●近所の状況、安否確認

家族の安否、火の始末等を終え、自宅の安全が確認できたら、隣近所の状況を確認します。また、得られた情報(救援が必要な家など)を一時集合場所に集合している人たちに伝え、防災区民組織の活動につなげます。

行政の活動 ●防災関係機関の活動開始

まちを守る

▼1日後

▼数日後

防災区民組織の活動

●状況の確認と情報収集

防災区民組織の役員は、家族と自宅の安全を確認したら、一時集合場所に集合します。一時集合場所で、集まってきた情報から地域の状況を把握し、動ける人でグループを作り、優先して活動する場所等を決めます。また、自宅に居られなくなった人の発生状況などにより、避難所開設に当たるグループを作ります。

●避難所管理運営

行政機関は、人員が全く足りないことが想定され、発災後数日間の避難所の運営管理は、避難所を使用する防災区民組織が中心となって行うことになります。

●消火、救出、救護、避難誘導

地域内での優先度を判断し、優先度の高い活動、場所に向かい、グループで協力して消火、救出活動等に当たります。消防等行政機関による救助隊が現場に到着したら、その指示に従い、協力します。

避難所が開設されたら、自宅に居られなくなった人を避難所に誘導します。延焼火災が発生して避難が必要な状況になった場合は、自宅に留まっている人に声をかけながら、その状況で一番安全と思われる避難場所へ避難します。

●避難所の開設

避難所開設にあたるグループは一時集合場所から避難所に向かい、避難所の開設に着手します。避難所での避難者受入が可能になったら、その情報を一時集合場所に伝えます。避難所が開設したら、地域本部(特別出張所)に無線等を用いて開設したことを報告します。

●地域の見守りと情報提供等

地域の秩序の維持、被害状況の確認、火災の防止等のために地域の見守りを行います。得られた被害情報等は、地域本部に伝え、必要な対応を要請します。また、在宅避難者への情報の提供を行います。

●防災関係機関と連携

地域本部から避難所に区職員が数名向かいます。区職員、学校職員とともに地域本部と情報交換しながら、避難所の運営管理を行います。また、地域本部に地域の最新情報を伝達し、消防、警察、自衛隊など防災関連機関の消火救援活動等を支援します。

地震発生の日時や被害の状況等によって、防災関係機関の活動の開始や活動レベルは大きく左右されます。

5 防災区民組織の活動の課題

(1) 活動の課題

各防災区民組織では、防災リーダーの高齢化や地域防災活動への参加・協力者の固定化・偏在化が大きな課題となっています。

これらの課題解決に向けては、町会・自治会を中心に、日頃から地域の多様な主体（民生委員・児童委員、青少年育成委員会、PTA、NPO 団体、企業など）が協力・連携することが大切です。

また、防災活動に日頃接する機会の少ない、ファミリー層、若年層などと連携を強化することが、地域防災の担い手育成にもつながります。

ここに、区内で先進的な取り組みをされている団体をご紹介しますので、これからの防災活動の活性化の参考にしてください。

(2) 先進的取り組みの紹介

①西戸山タワーハウムズ

設立の経緯

「首都直下地震の被害想定」（平成 18 年 9 月）の公表をきっかけに、管理組合と自治会が協力して、高層マンションにおける防災機能の強化に早くから取り組んでいます。その後、「西戸山タワーハウムズ防災委員会」として積極的に活動しており、平成 23 年 3 月の東日本大震災の後には、管理組合の下に「防災隊」を組織し、東京防災隣組の認定を受けました。

主な活動内容

「防災会議」の開催（毎月 1 回）、「防災ニュースの発行」（毎月 1 回）、「防災訓練」の実施（年 1 回）、「災害用伝言ダイヤルによる災害時連絡訓練」の実施（随時）、「サポートプラン（要配慮者の把握、平時の声かけ）」の実施（随時）、新宿消防署が開催する防災イベントへの参加等様々な活動を継続的に行っています。

また、全戸に「無事です」のマグネットシートを配布し、災害時の安否確認に役立てており、事前に把握している高齢居住者等の要支援者については、念入りの安否確認を行う手順を設けています。



②本塩町地域防災コミュニティ

設立の経緯

本塩町には大手企業から中小企業まで多数の事業所が立地していることや、視覚障害者の方が通う事業所があることから、災害時における救助活動や避難行動、発災後の復興活動などにおいて、地域住民や企業・事業所との連携が重要となっていました。

そんな中、平成 16 年に、本塩町会と東京司法書士会が中心となり、地域住民や企業・事業所が連携した「本塩町地域復興まちづくり訓練」を実施するなど、地域が一体となった災害復興の取り組みをはじめました。

平成 18 年 3 月には、大規模災害発生時における、相互支援・要援護者の救助活動の促進や、復興まちづくりの推進を目的として、本塩町町会地域内にある賛同事業者などの間で「災害時相互援助基本協定」を締結し、地域内の協働体制を明確化するとともに、協定に基づく訓練などを通し地域の防災力を高めています。

主な活動内容

- 「本塩町地域復興まちづくり訓練」(平成 16 年)では、まち歩きや訓練参加者(住民・事業者・行政等)間での意見交換などを通して、住民と事業所との連携を図り、地域における課題や取り組むべき事項の洗い出しを行いました。
- 地区内事業者間で「災害時相互援助基本協定」(平成 18 年)を締結し、災害時における相互協力体制を構築するなど、復興まちづくり推進のための基盤を強化しました。

〔参加団体(名称は協定締結時のもの):東京司法書士会、胃腸病院、カールツァイス(株)、(株)三陽商会、(株)祥平館、ショット日本(株)、田中土建工業(株)、(福)日本盲人職能開発センター、区立本塩町児童館・ことぶき館、雪印乳業(株)〕

- 平成 18 年に実施した「司法書士会館防災訓練」を皮切りに、毎年定例的に訓練を実施しており、平成 24 年からは町会・企業・事業所・消防署・東京都・新宿区などと連携した「本塩町地域防災連携訓練」を実施し、実践的かつ実効性の高い訓練を行っています。



地域防災連携訓練の様子(平成 28 年実施)

5 防災区民組織の活動の課題

③戸塚地区災害復興支援ネットワークを考える会

設立の経緯

震災発生後の復興期においては、住民主体で復興を進めていくことが重要です。しかし、住民組織等がそれぞれ具体的にどのような役割を担い、連携して進めていくのかについては、地区ごとで異なることが想定されます。戸塚地区では平成 22 年度以降、地域と行政と早稲田大学の三者による地域協働復興模擬訓練と継続活動を行ってきました。その成果を踏まえて、平成 25 年度に、戸塚地区町会連合会と戸塚地区協議会が共同で、この組織を立ち上げ、災害時のスムーズな復旧・復興を行うための方法について災害が発生する前から話し合い、地域協働で首都直下地震に備える「顔の見える関係づくり」をモデル的に構築していく事を目的に活動を始めました。

この組織には、戸塚地区町会連合会や戸塚地区協議会などの地域団体のほか、新宿区、戸塚警察署や戸塚消防署という行政、早稲田大学、NPO法人などの団体が幅広く参加しています。様々な立場からご参加いただき、震災に備えてできることについて議論しています。

主な活動内容

- 「新宿区戸塚地区 震災復興の手引き（2014 年度暫定版）」を作成し、震災後復興までの期間をいくつかに分け、期間ごとの復興の計画を作りました。
- 「戸塚地区災害復興支援ネットワークを考える会・活動ニュース」を定期的に発行し、地域住民に活動内容を報告しています。
- 各年度の方針に沿って、意見交換会や勉強会などを実施しています。
- 管内区立小学校と協力し、生徒に「防災出前授業」を行い、子供の頃からの防災意識の育成を行っています。



平成 28 年に行われた全体会の様子

6 新宿区の取り組み

(1) 地域防災協議会の開催

区では、区内 10 か所の特別出張所管内を単位として、地域の防災上の課題解決を目的として「地域防災協議会」を開催しています。地域防災協議会では、防災区民組織のほか、区、消防、警察及び関係機関が出席し、各団体の活動報告、情報共有、意見交換等が行われます。

(2) 防災区民組織の活動支援

防災区民組織活動助成金

防災区民組織の加入世帯数に応じ、上限 5 万円～10 万円の活動助成金を、毎年度支給しています。また、新規に結成した組織に対しては、結成初年度のみ、上限額の 3 倍を上限とした金額を支給しています。

◇助成対象及び助成額

助成の対象となる経費（例）	助成の対象とならない経費
● 防災訓練周知チラシ印刷費、炊き出し訓練材料費 ● 防災勉強会、講演会等での出演講師への謝礼金 ● 防災資機材、備蓄物資の購入及び維持管理費 ● その他防災活動に要する経費	● 飲食費（役員等の食事代、弁当、アルコール飲料） ● 公務員または準公務員による講演等の謝礼金 ● 交通費及び参加手当

世帯数	助成上限額
A 500 世帯未満	50,000 円
B 500 世帯以上 1,000 世帯未満	60,000 円
C 1,000 世帯以上 1,500 世帯未満	70,000 円
D 1,500 世帯以上 2,000 世帯未満	80,000 円
E 2,000 世帯以上 2,500 世帯未満	90,000 円
F 2,500 世帯以上	100,000 円

◇活動助成金に関するQ & A

Q 助成金の金額は、どのように決めているのですか？

A 組織に加入している世帯数に応じて、上限金額を決定しています。上限金額は、50,000～100,000 円の 6 段階があります。その額まで活用する予定がなければ、上限金額内で必要な金額を申請してください。

Q 計画通りに活用しましたが、お金があまりました。計画していなかった他の防災活動等に活用してもよいのですか？

A 当初計画していなかった活動であっても、活動助成金の対象となる活動であれば、活用しても構いません。

Q 交付された助成金を、複数年度に繰り越して使うことはできますか？

A できません。助成金は、その年度内に使い切ってくださいよう、お願いします。使い切れなかった残金に関しては、ご返金いただきます。

Q 防災訓練の打ち合わせ会の出席者に出す飲食代で対象となるものはありますか？

A お茶、コーヒー、お茶請けのお菓子、軽食（1 人あたり、おにぎり 1 個、サンドイッチ 1 パック程度）は、「防災訓練の実施に要する経費」として対象となります。

Q 防災訓練実施中に提供する飲食代で対象となるものは何ですか？

A 防災訓練の際、熱中症対策として提供するお茶やスポーツドリンク等の飲料水購入代は対象とします。また、訓練参加者へ提供する景品としての飲食代（お菓子、菓子パン、氷菓子、飲料水、軽食、果物等）、訓練参加を促すためのかき氷やスイカ割り用のスイカなどは、助成金の対象となります。

Q 災害時要援護者名簿を防災区民組織の役員にコピーして配付したいのですが、コピー代金は対象になりますか？

A 「防災訓練の実施に要する経費」として、対象となります。

Q 防災訓練参加者への参加賞購入代は対象になりますか？

A 防災グッズやマスクなどの参加賞、景品は、「防災訓練の実施に要する経費」として、対象となります。

Q 自転車は防災資機材として対象になりますか？

A 災害時の応急活動用、及び防火パトロール用など、防災活動に使うためのものであれば、「防災資機材等の購入及び維持管理費」として、対象となります。なお、その際は計画書の活動内容欄に防災活動用であることが分かるよう記載してください。

Q 町会防災倉庫に設置する電灯の電気代は防災資機材等の維持管理として対象になりますか？

A 「防災資機材の保管に関する費用」として、対象となります。

6 新宿区の取り組み

初期消火用資機材の配備

地震等による火災発生時に使用する小型消防ポンプ（D 級）及びスタンドパイプを、小型消防ポンプ（D 級）については、新宿区の消防団員による定期点検が実施されます。点検により故障が見つかったものについては、新宿区の負担で修理します。ただし、ホースや燃料等の消耗品に関わる経費については、防災区民組織で負担していただきます。防災区民組織活動助成金をご活用ください。

防災ラジオの配備

新宿区の同報系無線放送及び地上波デジタルワンセグ放送が受信できる個別受信機（防災ラジオ）を、防災区民組織に配備しています。

定期的な受信確認を！

緊急時に防災行政無線が確実に受信できるよう、電源は常時ONの状態にしてください。平日（4 月～9 月は 18：00、10 月～3 月は 16：30）に区内の防災スピーカーから流れている「タやけ小やけ」のチャイムは、防災ラジオでも放送していますので、定期的な受信確認をお願いします。また、非常時の電源確保のため、電池は常に入れた状態にしてください。電池切れの場合（赤いランプが点滅）は電池交換をしてください。

受信がうまくできない場合は、アンテナ設置工事など、電波状況の改善が必要な場合がありますので、危機管理課にお問い合わせください。

起震車・防災指導員の派遣

地震発生時に落ち着いて安全な行動（頭を守る等）をとれるようにするため、自主防災訓練等の会場に起震車を派遣しています。

※起震車を利用する場合は、利用月の 4 か月前の 1 日～15 日の間に、新宿区立防災センターまでお申し込みください。16 日に抽選を行った後、利用の可否についてご連絡します。詳細は新宿区立防災センターまでお問い合わせください。

また、防災区民組織が開催する講習会や勉強会等の場に区の防災指導員を派遣し、災害に対する日頃の備えについての講義や、応急手当講習会等を実施しています。

自主防災訓練時の資機材貸出等

自主防災訓練に使用する発電機・バーナー等の資機材の貸し出しを行っています。

また、炊き出し訓練に使用するアルファ化米の提供や、消防署指導の初期消火訓練に使用した個人所有の消火器の詰め替えを無料で行っています。

詳しくは新宿区立防災センターまでお問い合わせください。

問 新宿区立防災センター 新宿区市谷仲之町 2-42 ☎03-5361-2460

新宿区防災区民組織活動の手引き

平成30年1月発行

編集・発行 新宿区危機管理担当部危機管理課
〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1
電話 03-5273-3874（ダイヤルイン）
電子メール bosai@city.shinjuku.lg.jp
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

印刷物作成番号 2017-13-2401